

第1章 計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

『差別や偏見のない、人権が尊重される明るい社会をめざして』

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている権利であり、主体的に自分らしく安心して生きるためになくてはならないものです。

胎内市では、市民一人一人が自分の人権だけでなく他人の人権についても正しく理解し、差別や偏見のない、人権が尊重される明るい社会の実現をめざしています。

(2) 計画策定の趣旨

胎内市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」における地方公共団体の責務に基づき、2006（平成18）年に「胎内市人権教育・啓発推進計画」を策定し、差別のない、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて人権課題を解決するための諸施策を推進してきました。

人権教育・啓発の推進にあたっては、分野別等の個別的な視点からの取組とともに、基本的人権、法の下での平等などの普遍的な視点からの取組が重要であり、市民の人権意識の高揚を図るため、二つの視点からの取組に留意しながら、総合的な人権教育・啓発を推進する必要があります。

近年では、インターネット上での人権侵害、特に新型コロナウイルス感染者やその家族、医療・介護従事者などへの誹謗中傷やいじめ問題などにより直接的な人権侵害の事象が顕在化してきています。このような中、誰もが個人として等しく尊重され、個性と能力を発揮することができる社会を実現するためには、市民一人一人が人権問題に関心を持ち、自らの課題として人権尊重についての理解と認識を深め、主体的に行動することが重要です。さらに、児童虐待、いじめ、インターネット上での心ない誹謗中傷などにより、尊い命が奪われる事案も発生しています。このような事案に対しては、行政のみならず、社会全体で取り組む必要があります。

(3) 計画の性格

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」に基づき、胎内市が今後実施する人権教育・人権啓発の推進に関する基本方針及び方向性を明らかにするものです。

さまざまな分野の取組を総合的、一体的に進めるため、市の上位計画である「第2次胎内市総合計画」との整合性を図ります。

(4) 計画の期間

この計画の推進期間は2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までとし、期間満了までに、本計画を引継ぎ、その成果と課題を踏まえた新たな計画を策定するものとしします。

2 策定の背景

(1) 国際的な人権尊重の流れ

1948（昭和23）年、国際連合（以下「国連」という。）において、基本的人権の尊重をうたった「世界人権宣言」を採択し、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と宣言しました。

その後も国連では、この「世界人権宣言」の理念の実現のため「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」など多くの人権に関する条約が採択されました。

さらに、1994（平成6）年の国連総会で、「人権教育のための国連10年」の決議の採択を受け、世界各国で人権教育を積極的に推進する行動計画が策定され、また、2004（平成16）年には「人権教育のための世界プログラム」の決議が採択されました。

なお、人権の保障は、以前にも増して重要な国際課題となっており、2015（平成27）年の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」には、人権尊重の考え方が通底しています。このSDGsの達成に向けて、世界では様々な取組が進められています。

(2) 国の動向

国では、日本国憲法で定める基本的人権の尊重を基本原理としてさまざまな人権に関する国内法を整備するとともに、国連が議決した「人権教育のための国連10年行動計画」の趣旨に基づき、1997（平成9）年に国内行動計画を策定され、人権教育を推進するにあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する取組を強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国にルーツのある人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人、その他の人権の10の課題を掲げ、積極的に取り組むこととされました。

我が国固有の人権課題である同和問題については、1960（昭和35）年に「同和対策審議会」が設置され、内閣総理大臣から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問を受け、同和地区の実態を調査・検討し3年余りの審議を経て1965（昭和40）年に答申が提出されました。これが「同和対策審議会答申（以下同対審答申）」で、その後の同和対策事業の基礎となりました。

同対審答申では、その前文で「いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人

間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。」とし、同和問題を人権課題として明確に位置付け、「国民的課題」としています。

2000（平成12）年には、「人権教育及び人権啓発に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」）が施行され、人権教育・啓発に関する施策を策定し実施することが国の責務であるとともに地方公共団体及び国民の責務も明記されました。この法律を受け、国は2002（平成14）年、「人権教育及び啓発基本計画」を策定し、人権が共存する人権尊重社会の実現に向けて、人権教育及び人権啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととされました。

また、2016（平成28）年は、差別を解消するための法律である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ対策法」）」（※1）、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」）」いわゆる人権三法が施行されました。

（※1）ヘイトスピーチ：特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本の社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。

（3）新潟県の動向

県では、2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、基本理念である「県民一人一人がすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を目指してさまざまな人権施策を推進してきました。

しかし、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、被差別部落出身者などに関する人権課題は依然として存在しています。近年では、インターネット上の悪質な差別書込みの問題や新型コロナウイルスに感染した人や医療従事者等に関する誹謗中傷などの問題も顕在化するなどの課題も発生しています。このような人権をめぐる状況の変化を踏まえ、2021年6月に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を改定しました。

3 これまでの胎内市の取組

胎内市では、人権に関わる施策を重要施策と位置付け、それぞれの人権について各行政分野で役割を担い、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向けて取組を行ってきました。

2002（平成14）年度には人権啓発係を設置し、これまでの各行政分野で行っていた人権関係事業の統一を図りました。

その後、2003（平成15）年に実施した「人権に関する意識調査」では、人権問題に関心を示した人が県の調査と比較して低い結果となり、この事実を踏まえ、本格的な

人権教育・啓発に関わる研修会や講演会等が始まりました。

2005（平成17）年には、人権・同和対策事業の推進のため、庁内全体に関わる連絡調整機関として「胎内市人権推進委員会」を設置しました。差別案件が発生した場合には委員会を招集し、対応を協議することとしています。

さらに、2006（平成18）年には、人権教育・啓発に関わる研修会や講演会の取組を継続・発展させるために「人権教育・啓発推進計画」を策定し、その中間年には5年間の計画の成果と課題を踏まえて見直し、「人権教育・啓発推進計画（改訂版）」、2017（平成29）年に「第2次胎内市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

胎内市立学校における人権教育、同和教育を推進するため「胎内市人権教育、同和教育推進協議会」を2011（平成23）年に設置し、市内の全ての学校において人権教育、同和教育の視点に立った実践を進め、さまざまな課題を抱えている子どもたちに深くかかわり、一緒に解決していけるよう進めてきました。

2020（令和2）年は、設置要綱を改正し、学校のみならず、胎内市全体における人権教育、同和教育を推進する体制としました。また、同和教育に関する研修と実践及び啓発推進の目的に賛同する団体・機関による「胎内市同和教育研究協議会」を設立しました。

そのほか人権擁護の取組として、人権擁護委員と連携した各種人権相談や新潟県弁護士会と連携した無料法律相談を実施しています。また市民意識の高揚に関しては、人権週間に開催する講演会や人権パネル展を中心に、人権講座、各課と連携した学習会や研修会、市報たいないへの人権啓発記事の掲載などを通じて啓発に努めてきました。

新たな人権問題としては、インターネットにおける人権侵害が深刻化しており、それに対応するため、2019（平成31）年1月からインターネット掲示板等への悪質な差別書き込みにおける監視するモニタリング事業を開始しました。

これまでの主な取組

- | | |
|-------------|---|
| 1993（平成5）年 | 新潟県教育委員会が、同和教育推進教員（2002年児童生徒支援加配教員に名称変更）を当該小学校に配置
※当該中学校に児童生徒支援加配教員配置（2004年） |
| 1994（平成6）年 | 「いのち・愛・人権」中条展 |
| 2002（平成14）年 | 総務課に人権啓発係を設置 |
| 2005（平成17）年 | 「胎内市人権推進委員会（庁内）」を設置 |
| 2005（平成17）年 | 「広域隣保活動事業」を開始 |
| 2006（平成18）年 | 「人権教育・啓発推進計画」を策定 |
| 2011（平成23）年 | 「胎内市人権教育、同和教育推進協議会」を設置 |
| 2011（平成23）年 | 「いのち・愛・人権」胎内展 |
| 2013（平成25）年 | 「人権教育・啓発推進計画（改訂版）」を策定 |

- 2017（平成29）年 差別や偏見のない明るい社会をめざして、「第2次胎内市人権教育・啓発推進計画」を策定
- 2017（平成29）年 「胎内市いじめ問題対策連絡協議会条例」「胎内市いじめ問題対策委員会条例」「胎内市いじめ問題調査委員会条例」を制定
- 2018（平成30）年 いのちを支える胎内市自殺対策計画（3期）を策定
- 2020（令和2）年 「胎内市人権教育、同和教育推進協議会」設置要綱を改正
- 2020（令和2）年 「胎内市同和教育研究協議会」を設立
- 2020（令和2）年 男女がいきいきと活躍できるまちを目指して、「第3次胎内市男女共同参画プラン21」を策定
- 2020（令和2）年 ワーク・ライフ・バランスの実現や仕事と子育ての両立を図り、男女問わず全ての職員が生き生きと活躍できる組織を目指して、「胎内市特定事業主行動計画(後期)」を策定
- 2020（令和2）年 誰もが住み慣れた地域で安心・快適に暮らし続けられるまちを目指して、第3期胎内市地域福祉計画「地域ちゃぶ台ぷらん3」を策定
- 2021（令和3）年 住む人が安心・快適に暮らせる福祉のまちづくりを基本目標に「胎内市高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業」を策定
- 2021（令和3）年 健やかで生きがいを持って暮らせるまちの実現を目指して、「第6期胎内市障がい福祉計画・第2期胎内市障がい児福祉計画」を策定
- 2021（令和3）年 「胎内市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例」を制定
- 2022（令和4）年 差別や偏見のない、人権が尊重される明るい社会をめざして「第3次人権教育・啓発推進計画」策定